

県南広域振興局長告示第51号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年5月11日

県南広域振興局長 細川倫史

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0362690000	医療法人三秋会	訪問看護ステーションさわな り	西磐井郡平泉町長島字 砂子沢6番1	平成30年4月30日
0372700666	医療法人三秋会	訪問看護ステーションやまゆ り	一関市千厩町千厩字宮 敷45番地1	〃